

[浦崎みゆき議員 登壇]

○7 番 浦崎みゆきさん それでは、一般質問に入っていきたいと思います。まず、胃がん予防対策についてです。わが国では、毎年12万人近くの方が胃がんと診断されまして、約5万人の方が胃がんで亡くなっておられます。胃がん患者の約98パーセントがピロリ菌感染者との報告もあります。ピロリ菌に感染しても痛みなどの自覚症状がなく、数十年という長い時間をかけて進行するそうです。ピロリ菌感染による慢性胃炎が起り、その一部が胃潰瘍や十二指腸潰瘍、やがて胃がんを発症するということです。そこで胃がん予防対策について伺います。本町の胃疾患人数及び罹患率はどのようになっているか。

(2) ピロリ菌の除菌が保険適用となったが、周知活動の状況はどうなっているか。

(3) ピロリ菌検査は保険適用ではないため、ピロリ菌検査のための無料クーポン券の発行ができないか伺いたいします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、質問事項1点目の胃がん予防対策について(1)にお答えします。本町の胃疾患の人数及び罹患率については、統計を取っておりません。

(2)についてです。平成25年2月にピロリ菌の検査及び除菌について、慢性胃炎の方にも保険適用範囲が拡大されておりますが、保険適用は医師の診断の基になることから、その周知については本町として特に行っておりません。(3)についてです。厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会で住民健診での胃がん検診にピロリ菌検査を追加することについて検討されておりますが、現時点では死亡率を低減させる効果について今後も検証すべきだとしております。他の自治体によっては、独自にピロリ菌感染による胃がんの発症予防を目的として検査費用の助成を実施しているところもあります。町としましては、国の動向等を見ながら今後検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 答弁をありがとうございます。まず(1)から再質問をしたいと思います。この胃疾患患者、また罹患率は質問を出したあとに考えて見ましたら、統計を取るのには厳しいだろうなと感じております。それで質問を変えて、本町の胃がんによる死亡者数、死亡率はわかりますでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 本町の胃がん死亡率については、南部福祉保健所の概況資料で

ございますが、平成21年から平成25年度までの5年間で、死亡数は平成25年度が3名、24年度8名、23年度4名、22年度6名、21年度5名。平均しますと4人前後と、統計として出ております。全死亡に対する死亡の割合としましては、平成25年度が1.8パーセントとなっております。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。多い年度もあれば少ない年度もありますが、平均して4人ということと、平成25年度は1.8パーセントという数字、ありがとうございます。先ほどの平均4人の方の98パーセントがピロリ菌ということは申し上げました。では、このピロリ菌とはどういうふうに感染していくかということでも少し述べたいと思います。これは胃、消化器の先生で全国的にも有名な浅香先生と秋野公造さんとの対談によります書籍から引用しておりますけれども、そのピロリ菌にどのように感染していくか読ませていただきます。1950年から70年半ばにかけて戦後の高度成長期の時、それまでは第二次世界大戦の敗戦から復興した日本は上下水道をはじめとするインフラ整備をしていますが、社会インフラが整備される前の時代、不衛生な環境により多くの日本人がピロリ菌に感染したと言われております。それは殺菌処理されていない井戸水など、そういったものを飲料水として使用していることから、こういう生活様式によってピロリ菌に感染している方が多いということです。特に高齢者のピロリ菌感染者は、実に8割に及ぶという推計もあります。戦後のベビーブームによって誕生した団塊の世代も数多くがピロリ菌に感染をしているというのは、確実であるというふうに浅香先生はおっしゃっています。ですから、この死亡人数も平均的に、全国的にもこの40年間ずっと変わらず、急激な変化はなく人数は同じような推移で胃がんによって亡くなっているということですね。しかし、今回このピロリ菌の除菌の保険適用によって大幅に減っていくものだと推測されて、浅香先生は必ずなくなっていくものだと確信されているとのこと。ですから、ピロリ菌を除菌することによって胃がんは撲滅すると宣言をなされているということ、まずもって皆さんにお知らせをしておきたいと思います。

(2) ですが、答弁では保険適用は医師の診断のもとによるということで、周知については本町として特に行っていないということですが、医師の診断は疾患を抱えている人が病院に行つて分かることでもありますので、やはり町としてこの保険適用されたということを周知していただいて、検査をしてピロリ菌がいると分かれば、そしてお薬をいただければ確実にピロリ菌が除去されて、胃がんにまでいかないところで予防となるわけですから、これは予防対策として保険適用されましたので胃疾患にかかっている方、かかると思われている方、異常がある、ちょっと気になる方はぜひ受診してくださいと受診を促す対策は講じるべきではないかと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。先ほど答弁がありましたように、現時点では特にこのピロリ菌除菌の保険適用については医師の診断があつての場合に適用ですので、例えば国保で保険者としての特に広報等を行っていないということです。しかし、議員おっしゃいますように、ピロリ菌に感染していることでがんを発症などいろいろ研究の報告等もございますところで、ピロリ菌とはどういうものであるとかそういう予防の観点から広報誌等を活用して広報しながら、その次のステップで除菌について保険適用されますというそこはまた検討してまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん ぜひその周知を徹底していただきたいと思います。やはり胃がんの原因となるピロリ菌の除菌が平成25年度の2月に保険適用となっているわけですから、その適用がされていること自体が分からない町民に知らせなければ、この胃がん対策の実効性はなくなるわけですので、ぜひ広報、ホームページ等でお知らせをしていただきたいと思います。先ほども申し上げましたけれども、このピロリ菌の除菌が保険適用になったことで胃がんの芽を摘んでいく、早期発見のチャンスを広げるものであり、将来的には胃がんがなくなる人は間違いなく減ると言われております。また、胃がんだけではなく、皆様にお配りをしていますピロリ菌がどのような疾患を起こすかということでコピーをいたしました。これも浅香先生監修によるものから取っております。この下に書いてありますいろんな症状のある方に対しても、ピロリ菌が発見されればほとんどの疾患を抑制できる可能性があると言われておりますので、そういったことも考えますとやはり周知、そして皆さんが保険適用されて安いお値段でしっかりと予防ができます、しっかりと治すこともできますということでお薬を一週間程度服用していただいて、胃がんへの予防となりますのでぜひに早めの広報をお願いしたいと思います。

それでは、(3)ですけれども、これは厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会において検討しているとのことでございましたけれども、国の動向を見ながら検討していくとのことであります。答弁にもありますように、他の自治体によっては独自にピロリ菌感染者の胃がん発症予防を目的として検査費用を助成しているところがあるとのことです。このピロリ菌検査の一番の先進地は、東京都の町田市でありますけれども、無料検診を行っております。初年度は55歳から64歳、そして5カ年計画で全成人に実施する予定とされています。そのように、段階的な実施等の検討についてはいかがでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。確かに他府県においても独自でピロリ菌検査にクーポン券等助成して行っているところもございますし、県内では嘉手納町が平成 23 年度から一部負担金 400 円で検査が受けられるという取組をしています。議員がおっしゃっていましたが、このピロリ菌の感染でがんの発症のリスクが相当高いということで世界保健機構とかそういう研究機関からも発表されていて、全世界の胃がんの約 8 割がピロリ菌だというような報告もなされている状況でございます。それから、胃がんの発症予防として、こういう状況からするとこの検査は必要ではないかと認識しております。更に集団健診等におけるこれまでの胃がん検診がエックス線検査のみだったのですが、内視鏡もやっていくように次年度あたりからその方向性が示されております。そういう部分とも合わせながら、本町としては町民の健康、予防の観点からどういうふうにして実施していいのか、あるいは費用の面でどれぐらいかかるのか、集団健診の血液検査のなかで併せてできるのか調査、研究してまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 前向きな答弁、大変ありがとうございます。これは原因がしっかりと分かっているものでありますので、それさえ除去できれば永久に胃がんになることはないと確信を持って申し上げたいと思います。それで、金額的なことで申し上げますと、胃がんには年間 3,000 億円の診療費がかかっていると言われております。先ほども申し上げました団塊の世代は、数多くのピロリ菌を持っているということでいよいよ団塊の世代ががん年齢に達してきております。ですからこの医療費から考えますと、更に医療費は胃がんにかかる医療費だけでも相当な金額になっていくということで、この状況下で何もせずに放置していれば、10 年内には現在胃がんは 5 万人ですけれども 6 万人にまで増えていくとなっております。今からの対策によっては半分の 3 万人に減らすことも十分可能であるということでもあります。リスク検査もありますし、また内視鏡検査によってピロリ菌を検査する方法、調べてみますとたくさんの検査方法があるようでもありますので、そのようにぜひお願いいたします。現時点で申し上げますけれども、ピロリ菌がいるかどうかだけを調べてもらいたくても、一番良いのは内視鏡検査を先に受けなければいけないわけですが、内視鏡検査は苦しくて受けたくない。ですから、痛みを伴わないような検査もあることなどもまず広報等でお知らせをしていただいて、また最近では鼻から入れていく検査もあるようですので、検査にはこういったものもありますよというのもお知らせをやって、検診にいかない間にも感染をしてしまう方、感染でひどくなっていく方を防ぐためにもぜひそのようなお知らせをまずしていただきたいと思います。ここで町長にお尋ねしたいと思いますが、町長は以前より予防することによって医療費を抑制していくのだと医療費助成も他の市町村に比べて本当に積極的にしていただいていると思います。ですか

ら、この胃がん撲滅への道を開くにも町長の強い決断が求められると思いますが、町長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 ありがとうございます。胃がん予防、ピロリ菌の問題等においては、先ほど副町長、担当部長からもお答えしましたが、胃がんを予防するためには診察を受けることも大事だと、それにはどういった状況が一番良いのか、担当も前向きに検討したいと申しております。ピロリ菌の問題では、私も何回か国会の中継、秋野公造先生の政府に対する要望等聞いております。秋野先生においては、予防に関する医学博士でありますので、そういう先生方のお話等聞いておりますので、町としても予防が一番大事だと思っております。そういう意味では、どういったかたちで取り組んだらいいのか担当も前向きに考えておりますのでどれぐらいの経費がかかるのかどうかも含めて、早い時期から取り組んでいくような方法を検討させてみたいと思っております。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 本当に力強い決意をありがとうございます。検査の方法はこれからいろいろ考えとのことですが、現在対策が一番必要なのはやはり 50 歳以上の方だそうです。その後リスク検診として 30 代から 40 代の方は、除菌をしておけば胃がんは 100 パーセントと言っていいほどかからないと言われておりますので、段階を踏んだ、南風原町に適した検診のあり方でよろしくお願い申し上げます。

では、2 番の要支援者名簿と防災・減災についてであります。今年の 9 月 9 日に関東地方、東北地方で記録的な大雨になりました。栃木県や茨城県、茨城県では床上・床下浸水などの被害を受け鬼怒川の防波堤が決壊し茨城県常総市の被害は 1 万 1,000 棟にも及んでいるとのことです。宮城県では 900 棟以上の被害が確認されています。今や自然災害は対岸の火事ではないと考えるのは、私一人ではないと考えます。災害対策は喫緊の課題と言えらると思いますが、そこで本町の要支援者名簿と防災・減災について（1）災害時の要支援者名簿の活用状況を問う。（2）要支援者名簿に基づく個別計画策定状況の現状を問う。（3）本町に指定避難ビルはあるかお伺いたします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項 2 点目の要支援者名簿と防災・減災について（1）にお答えします。災害時要支援者名簿を基に貸与名簿を作成し、平成 21 年 6 月に町社会福祉協議会と民生委員、児童委員、連合会へ平常時の見守り及び災害に備えた地域の協力体制づ

くりを図ることを目的として名簿を貸与しております。その名簿を基に社会福祉協議会や民生委員、児童委員が要援護者の確認をしております。

(2) についてです。現在、個別計画は未策定であります。今後、要援護者台帳の整備と個別計画の策定に向けて支援に係わる関係機関と協議を行い整備してまいります。

(3) です。内閣府の津波避難ビル等のガイドラインでは、津波による浸水の恐れのない地域にはビル指定は含まれておらず、県が公表している津波浸水地域には本町が含まれていないため町での津波避難ビルの指定はありません。以上です。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 答弁、ありがとうございます。まず、この名簿の活用状況ですが、今、対応を行って、民生委員、児童委員の皆さんが要援護者の確認をしておりますとの答弁ですが、確認はどの程度までの確認なのか現時点での状況をお知らせください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。今年の 6 月にこの名簿を民生委員さんそして社協に提供しております。この名簿に記載されていますのは、住所、氏名、年齢、性別と世帯情報として独り暮らしなのか高齢者のみなのか記載されております。それをお渡しして、例えばこの地区担当の民生委員さんがその名簿を見て支援が必要かどうかを確認しております。実はこの名簿には 65 歳以上の高齢者のみの世帯とかそういうことも記載されておりますので、元気な支援は要らない高齢者の方々もたくさん載っておりますので、そのあたりの確認でございます。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん それを今、各地域でもって確認をしていると、支援が必要かどうかのみの確認をしているということでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。確実にこの方に支援が必要かどうかというのは、直接会ったり訪問なども必要になってくるかと思えます。まずはそれぞれが知っている範囲内で確認して、それから必要がある方は訪問。例えば社協で言いますと小学校区ごとにソーシャルワーカーがいらっしゃいます。そういう方の訪問もありますし、いろいろな訪

間の状況でだいたい支援が必要な方の状況を把握していくというなかたちで名簿、次のステップで個別の台帳整備とつなげていきます。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん では今確認をしております。その確認状況はいつまでに終わるとか目標もございますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 現時点ではまだいつまでに終わるという部分は、社協それから民生委員さんの方々のスケジュール的なことは決めておりません。ただ、今後、個別の台帳を整備していく必要がありますので、連携してやっていくことを確認しておりますので、社協と民生委員さんとの連絡協議会を持つなかでこの支援プランの策定も含めてスケジュール等確認していきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん いつまでにと決めていないのはいつまでかかるか分からないと思うのです。それで、災害者要支援者名簿を平成26年12月に作成しておりますね。それが実際に活用されるまでに平成27年6月、この半年もかかっている状況ですけれども、皆さんは災害対策を喫緊の問題だと捉えているのかとても疑問に思うところでもあります。こんなに長くかかるものなのでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 確かに議員おっしゃいますように時間がかかっております。ただ、名簿提供に至るまでには個人情報の問題がありまして、この名簿を渡すために個人情報審議会の諮問、そして答申を得て名簿提供ができるという確認を得て名簿提供に至っております。そういったことで時間はかかっておりますが、やはり必要な手続きを踏まなければいけないということで時間がかかりました。その後、個別の支援プラン、町全体としての要支援者の支援プランについてはできるだけ早く策定していくように取り組んでまいりたいと思っております。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 必要な経緯を踏んでということでありますけれども、名簿もしっかりと出来上がっておりますし、これは9月1日の新聞で避難計画が足踏みになっていると報道されました。南風原町は2,902名の支援者数ということでかなり多いなと感じたのですが、個別情報は策定されていないというような新聞報道でありました。この2,902名は、こういった数字で上がってきたものなのかお聞かせください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 これはまず住基情報等からも把握できる部分で、65歳以上の高齢者のみの世帯、あるいは独り暮らし、あるいはまた身体障害者手帳の何級以上、介護保険の認定区分、そういったものをリストアップして行って把握した数字が2,902名です。先ほど申しましたように、この中には健康で十分ご自分で避難できるという方々も含まれていますので、今後、個人台帳として整備のときにリストからは除かれていく部分になります。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん では、この数字に関しましては了解いたしました。一応、全体としてこれだけいて、それから自分でできる方と支援が必要な方とを分けていくということですね。

このなかなか状況が進んでいかないというところで、私のこの資料は社協が評価をしている災害要支援者支援体制の構築ということで平成26年度の評価があります。まず取組の検証としては避難支援計画が必要だということで総務課、そして要支援者名簿を利用した安否確認は保険福祉課、それから今後の取り組み方としては要援護者の避難体制、誘導體制が総務課と民生部で取り組んでいくというこの各課にまたがる構造自体がなかなかうまくかみ合っているのかいないのか。そこで考えられるのは、例えばこの司令塔となる部署はどちらになるのでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。災害が実際に発生した場合、災害対策本部となるのは役場の部署では総務部総務課で、それからそれぞれの班に指令がいくことになります。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。



○7番 浦崎みゆきさん それでは、この避難計画はこれから策定することなのですが、それは総務課が中心となって呼びかけをしてその計画を作っていくということによろしいのでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 そのご認識でよろしいです。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 分かりました。一日も早い避難計画と災害が起こった時にはこの支援者に対して地域住民の方の支援が必要だと思いますので、その体制づくりも本当に時間がかかっていくものだと思いますので、早め早めの対策をお願いしてこの質問は終わりたいと思います。

それでは次に、空き家対策について質問をいたします。先だって照屋仁士議員からも質問があったので、重なる部分があるかと思いますが質問をいたします。平成27年2月26日に施行された空き家対策特別措置法は、同年5月26日から完全実施がされております。何のために、どういう目的で制定されたのか。老朽化の結果、周辺に悪影響をもたらす可能性は十分にある古い家ほど対策が必要なことを示しております。空き家対策特別措置法では、具体的に市町村が行う施策までは定めておりませんし、基本方針を示したにすぎませんけれども、法律の制定で対策をしやすくなったのは確かであると考えます。また、空き家の放置を抑制するにも効果が見込まれておりますので、次の点についてお伺いいたします。(1) 空き家対策特別推進法が施行された。本町の空き家調査実態調査は行われているか。(2) 空き家対策計画を策定し、空き家の利活用による地域づくりをする考えはないかお伺いいたします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項3点目、空き家対策について(1)にお答えします。空き家等対策の推進に関する特別措置法に定義する空き家の調査は行っておりませんが、東海の恐れや周辺に迷惑を及ぼす恐れのある管理されていない特定空き家等については、町及び各自治会長の調査においては確認されております。

(2)についてです。現時点では、空き家についての対策はありません。今後、安心・安全なまちづくりや土地の有効活用の観点からある一定のルール作りは必要になると考えており、どのような方策が良いか今後健闘してまいりたいと思います。以上です。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 特段、対策は取っていないとのことですが、この空き家対策は必ずしも特定空き家等に関するものだけではなくて、その目的は5つありまして、地域住民の生命・身体・財産を保護する、それから生活環境の保全を図る、空き家等の活用を促進する、空き家等に関する施策を総合的且つ計画的に推進する、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与するという事で、その5つあるわけでありまして。私がここで申し上げたいのは、2 番にあります空き家の利活用による地域づくりができないかということなのです。例えば他の地域におきましては、空き家バンクなどを自治体が仲買となって、わが地域にいかにか人を呼び寄せるか、これは本町においては土地開発などによって人口増加は進んでいるわけですが、沖縄県全体としては2019年には人口はストップして、全国的にも人口減少になっていくということで、また高齢化によって病院に入院などで空き家となって、または南風原町ではなくても他所の地域で空き家を持っていらっしゃる方もいるかと思えます。そういった今後のまちづくりの観点から、空き家を利用した取組、また南風原らしい空き家の利用の仕方、観光協会も立ち上がっていると活発に活動しているところがございますので、この点について経済建設部長でよろしいでしょうかそういったものに対して空き家を利用した利活用の施策は現時点でお考えがないでしょうか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。経済建設部においての空き家の利活用については、空き家そのものの調査をしていないものですから、どの程度の空き家があるのか把握ができていませんので利活用について具体的に考えたことはありません。活用が可能ということでありましたら、例えば民泊関係。民泊は現在住まわれている方々のお家が基本ですけれども、そこでは狭いからということで離れのようなかたちで利活用ができる可能性もありますけれども、今後その空き家の状況または地権者があることですのでその意向確認なども必要になりますことから今後の民泊関係において検討させていただきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん いきなりの質問でしたが、ありがとうございました。今部長からも答弁がありましたように、まず空き家の状況を確認しなければなりません。やはり状況の確認に対する本町の取組はどうかお伺いいたします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 一般質問初日の照屋議員にもお答えいたしました。土地家屋統計調査はございますが、それによる居住のない家という定義が非常に広く、この空き家対策特別措置法で言う空き家とは定義が少し違います。それで、これまで具体的な調査は行っておりません。特にこの法律ができて課税側の情報を利用できるというような規制と言いますか、税情報の利用もできるという緩和措置もされていますので、こういった観点から調査ができるか。実質としては地域の皆さんが一番よく知っているということで、実際に目で見ては全然空き家には見えないのですけれども、きちんと管理されているけれども実情居住はないというような調査においてはやはり細かい視点からの状況確認が必要だと思います。ということもございまして、今後、南風原に空き家が増えてくるのか今のところ検討はしておりませんが、いろんな見方から調査を進めていくことにはなると思います。ただやはり、細かい視点が必要ですので、そのへんどういった方法がいいのかも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。確かに詳細が分からないとそれを活用することは難しいという思いがありますけれども、空き家に限らず例えば中古物件を改造して現在あるものを長持ちさせたりなど提案も町からできるのではないかという思いもあります。細かいいろんな情報を得ながら、高齢化も進んでいくことですし病院等などで家に住めなくなるような状況がここ数年はどうとでも今後増えていくと思いますので、南風原町は交通もすごく便利な所にありますし、いろんな需要があるかと思しますのでそのへんの検討も含めて調査をしていただきたいと思います。空き家対策に関しては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に組み込まれているわけがございます。ですから、そういったものも含めて今後設置される審議会の中でもこの空き家の利活用については審議していただきたい思いもあります。南風原町は今活気づいておりますけれども、更に活気を高めるためにもぜひこの空き家調査から進めていただきたいと思いますことを申し上げまして質問を終わります。